

○商工委員会

内閣提出法律案(四件)

号 番	件 名	27※	28	54	66
院議先					法律案 不正競争防止法の一部を改正する法律案
月 提 出 日					商品取引所法の一部を改正する法律案
委員会付託					地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案
参 議 院					工業所有権に関する手続等の特例
委員会議決					内閣提出法律案(四件)
本会議議決					
衆 議 院					
委員会付託					
本会議議決					
備 考					

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案（閣法第二
七号）

要旨

本法律案は、最近の技術水準の飛躍的な向上等を背景に、工業所有権に関する出願内容の高度化、出願件数の増大等の工業所有権制度をめぐる諸情勢が変化していることに対処し、その手続の円滑な処理及び情報の利用の促進を図るために、現行の工業所有権関係四法の特例を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、電子情報処理組織による手続等の導入

特許出願等の手続をする者は、電子情報処理組織（いわゆるオンライン）または磁気ディスクを用いて行うことができるようになる。また、書面の提出により行う手続については、電子情報化のための補充的措置が必要となるものの、今後とも存続させることとする。

さらに、特許庁が行う処分、通知、閲覧等についてもオンラインを活用できるようとする。

二、磁気ディスクによる公報の発行

特許公報または実用新案公報は、磁気ディスクをもつて発行できるものとする。

三、手数料等の予納制度の導入

特許出願人等があらかじめ納めた手数料等の見込額から、手続の都度、所要の金額を引き落とし、手数料等の納付に充てができるものとする。

四、特許庁外の指定機関の活用

特許庁長官は、書面による手続に関し必要となる電子情報化業務を、指定情報処理機関に行わせることができるものとし、また、特許等の審査に必要な先行技術調査を、指定調査機関に行わせることができるものとする。

五、罰則

指定情報処理機関または指定調査機関の役職員等に関する罰則について規定するものとする。

六、要約書の導入

「特許法」及び「実用新案法」を一部改正し、特許出願人等は、発明または考案の要約書を願書に添付して提出するものとし、要約書の記載内容を特許公報等に掲載することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案につきまして、商工委員会における審

査の経過と結果を御報告申し上げます。

最近、我が国におきましては、技術水準の飛躍的な向上等を背景に、工業所有権に関する出願件数が増大し、その出願の内容も高度化かつ複雑化しており、そのためには特許・実用新案の審査などに要する期間が長期化しております。

本法律案は、こうした状況に対処し、いわゆるオンライン・システムの使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び情報の利用の促進を図るため、工業所有権関係四法の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、従来の書面出願の取扱い、電子出願に必要な機器の開発と普及、特許特別会計の收支状況、審査官等の増員及び待遇改善、ペーパーレスシステムとその安全対策、工業所有権をめぐる国際情勢等の諸問題について、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、書面による出願に要する費用の低減に努めること等八項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

諸機能の東京一極集中は依然として進行しており、東京と地方圏との格差の拡大等はますます深刻化している。本法律案は、最近におけるこうした経済的環境の変化に対応して、特定事業の集積の程度が特に著しく高い地域から、承認集積促進地域への特定事業事業所等の移転を特に促進することが、当該地域における特定事業の集積を促進し、産業の配置の適正化に資することにかんがみ、地域振興整備公団に当該移転に関し、必要な資金の貸し付けを行う業務を追加する等所要の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

商品取引所法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

諸機能の東京一極集中の傾向は、依然として進行しております。東京都と地方圏との格差の拡大はますます深刻になります。

本法律案は、このような状況に対応して、研究所やソフトウェア業などのいわゆる産業の「頭脳部分」たる特定事業の集積の程度が特に著しい過度集積地域たる東京都区部から、承認集積促進地域への特定事業の移転を特に促進することが当該地域における特定事業の集積を促進し、及び産業の配置の適正化に資することにかんがみ、地域振興整備公団に当該移転に關し、必要な資金の貸付けを行う業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、東京一極集中の背景、産業立地政策と地方自治体の財政負担、承認集積促進地域の現状等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

要旨

本法律案は、商品市場をめぐる内外の諸情勢に対応して、我が国の商品市場の健全な発展及び国際化を図るため、商品取引制度の整備、商品取引における委託者保護の強化等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、商品の定義の変更等

商品、商品市場等の定義を変更するとともに、先物取引として指數先物取引、オプション取引、現金決済方式による先物取引等新種の取引を導入する。

二、私設先物市場の開設禁止規定の整備

商品の定義の変更等に伴い、商品市場類似施設の開設禁止規定を整備する。

三、試験的上場制度の導入

商品の上場を円滑かつ的確に行うため、試験上場の導入及び上場の取消しが可能となるよう、商品取引所の存立時期及び商品市場の開設期限を設けることができるようにする。

四、外国法人等への会員資格付与等

外国法人等が会員となれるよう会員資格要件を整備するほか、一定要件に該当する商品取引員は株式会社に限定することと等商品取引員制度も併せて整備する。

五、商品取引員協会の設立

受託業務に関する苦情の解決等の業務を行うため、商品取引員を会員とする商品取引員協会を設立できるようにする。

六、取引資格の拡大及びクリアリングハウスの選択的導入商品市場における取引資格を、一定要件に該当する当該商品取引所の会員以外の者にも与えることができるようにするほか、商品取引所みずからが、会員に代わって取引決済における当事者となりうる方式（クリアリングハウス）を導入することができるようとする。

七、委託者保護の強化

外務員登録制の整備、受託に係る財産の分離保管制度

の導入、受託業務保証金制度の改善、商品取引所の紛争処理体制の整備等を行う。

八、合併規定の整備

商品取引所の合併が可能となるよう、合併の要件、手続き、効果、登記等について所要の規定を設ける。

九、罰則

一定事項につき新たに罰則を設けるほか、既存の罰金、過料規定については、その額を引き上げる。

十、施行日

本法律は、一部の規定を除き、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、罰則規定第百五十二条中「取引」の下に「若しくはその受託」を加え、商品市場における取引の受託のため、風説の流布等行つた者も刑罰の対象とする修正が行われた。

委員長報告

ただいま議題となりました商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、商品価格変動リスクの増大とリスクヘッジの必要性の高まり、海外における先物取引の発展等に適切に対応するため、私設先物市場の開設禁止規定の整備、受託に係る財産の分離保管制度の導入等委託者保護の一層の充実を図りつつ、我が国商品市場が国際的に通用する先物市場の整備に必要なオプション取引等新種の取り引きの導

入、試験上場制度の創設、外国法人への会員資格付与等の措置を講じようとするものであります。なお、衆議院において罰則の該当事項に商品取引市場における「取引の受託」を加える修正が行われております。

委員会におきましては、委託者財産の分離保管の適正運用、不当な勧誘行為と罰則のあり方、新型取引が及ぼす市場機能への影響、商品取引員協会設立とその運営のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり、可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、委託者保護の充実が図られるよう、商品取引所制度の適正な運営に一層努めること等五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、技術革新の進展、経済社会の情報化等を反映して営業秘密の重要性が増大し、これを保護する必要が高まっている現状に対応し、また、知的財産分野における国際的な制度の調和の要請に応えるため、営業秘密の不正な取得行為等営業秘密に係る不正な競争行為に対する民事的な救済手段として、営業秘密の保有者に差止請求権等を認める措置等を講じようとするとものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、営業秘密に係る不正行為の差止請求権

秘密として管理されている事業活動に有用な技術上または営業上の情報であつて公然と知られていないもの（営業秘密）を保有する事業者（保有者）は、この営業秘密を窃取、詐欺等の不正な手段により取得、使用、開示する行為、不正な利益を図る目的または保有者に損害を加える目的で営業秘密を使用、開示する行為等の不正な競争行為に対して、当該行為の差止めを請求することができるものとする。

二、営業秘密に係る不正行為の差止めに必要な措置の請求権

保有者は、一の差止請求を行うに際して、営業秘密に係る不正行為を組成した物、使用した設備等の廃棄その

他の営業秘密に係る不正行為の停止又は予防に必要な措置を請求することができるものとする。

三、営業秘密に係る不正行為者の損害賠償責任

故意または過失によって他人の営業上の利益を営業秘密に係る不正行為によって害した者は、その損害を賠償する責に任ずるものとする。

四、営業秘密に係る不正行為に係る信用回復の措置

営業秘密に係る不正行為によって他人の営業上の信用を害した者に対し、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えまたは損害賠償とともに、営業上の信用を回復するために必要な措置を命じができるものとする。

五、その他

不正行為の存在に善意・無重過失で営業秘密を取得した者の保護に関する規定、差止請求権の短期消滅時効に関する規定を設け、原産地を虚偽表示した者等に対する罰金を引き上げる。

委員長報告

ただいま議題となりました不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過

と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、技術革新の進展、経済社会の情報化等に伴い、営業秘密を保護する必要が高まっている現状に対応するとともに、知的財産分野における国際的な要請に応えるため、営業秘密の不正な取得行為等に対する民事的な救済手段として営業秘密の保有者に不正競争行為の差止請求権、損害賠償請求権、信用回復の措置等を認めようとするものであります。

委員会におきましては、営業秘密の保護が営業活動の自由、職業選択の自由に及ぼす影響、本法によって保護される営業秘密の範囲、本法と改正刑法草案との関係等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上御報告いたします。